

平成18年5月12日

各 位

株式会社ダイドーリミテッド
東京都千代田区外神田3丁目1番16号
取締役社長 武 井 勇
(コード番号 3205 東証・名証第一部)

問合せ先
経営管理室長 和 賀 勇
(TEL 03-3257-5022)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）付与のための 監査役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプション付与のための監査役の報酬額改定に関する議案を、平成18年6月29日開催予定の当社第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

平成18年5月1日からの会社法の施行に伴い、監査役に対するストックオプションも株主総会でご承認頂く報酬額に含まれるとされたことによります。

2. 議案の内容

現在の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の定時株主総会において年額6千万円以内としてご承認いただき、それに基づいて監査役への月次報酬の支払いを行い、今日にいたっております。

平成17年6月29日の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権につきましては、個別議案としてご承認いただき付与しておりました。

会社法（平成17年法律第86号）の施行により、ストックオプションが、株主総会のご承認をいただく報酬等に含まれることとなりましたことにより株式報酬型ストックオプションによる新株予約権の発行による監査役の報酬につきまして、上記報酬額とは別枠で年額1千万を上限とさせていただきたいと存じます。

前期株式報酬型ストックオプションにつきましては、株主の皆様と共通の利害のもと株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を割り当てるものであり、権利行使に際して出資すべき金額を新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たり1円とし、取締役および監査役のいずれの地位をも退任するまで権利行使が禁止されるものです。具体的には、当該新株予約権の公正価格に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額（発行価格）の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させることを予定しております。

新株予約権の概要

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

毎年定時株主総会開催日以降1年間に監査役に割り当てる新株予約権の総数は、110個（注1）を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式11,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とする。

（注1） 新株予約権の個数は、会社法上具体的な数を定める必要があるため、過去2年間における当社株価の月末終値の最低価格887円で、株式報酬型ストックオプションの上限額である1千万円を除いて計算した数値を勘案したものです。実際に割り当て可能な個数は1千万円を割当日における新株予約権1個当りの公正価値で除して計算される個数と110個とのいずれか小さい個数となります。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または併合等を行うことにより付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（参考） 新株予約権の発行価額の算定

ブラック・ショールズ・モデル等により、割当日の終値を用いて算定される新株予約権の公正価値とする。

(2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の行使可能期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年間とする。

(4) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（注）上記内容は、平成18年6月29日開催予定の当社第83回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。